

練馬区障害者等福祉団体運営費補助金交付要綱

平成15年 3月25日

練保障発第353号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者または被爆者健康手帳所持者（以下「障害者等」という。）の福祉の向上などを目的とした団体（以下「福祉団体」という。）の活動に要する経費の一部を予算の範囲において補助することにより、障害者等の地域での自立生活の促進および福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 この要綱の対象となる福祉団体（以下「対象団体」という。）は、つぎに掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 障害者等により構成された団体または障害者等およびその家族により構成された団体であること。
- (2) 団体の構成員（正会員以外を除く。以下「構成員」という。）は30人以上とし、構成員のうち7割以上が練馬区の区域内に住所を有する者であること。
- (3) 定期的に障害に関する理解を促進する活動を行う団体で、第5条の規定による補助金の交付申請時において、当該活動の実績が5年以上であること。
- (4) 政治上、宗教上の組織に属するものまたは営利を目的とするものでないこと。
- (5) 構成員の互選による責任者をおき、団体の活動に関する会則等を設けていること。
- (6) 構成員から会費を徴収するなど、別表第1に定める範囲の自主財源を有すること。
- (7) 団体の収入および支出を明らかにした帳簿を備えていること。

2 前項に定めるもののほか、同項に掲げる要件を全て満たす福祉団体の代表者で構成される障害者団体連合体で区長が認めるものは、対象団体とする。

3 つぎに掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の対象としない。

(1) 暴力団（練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 団体の代表者、役員または使用人その他の従業者もしくは構成員に暴排条例第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者があるもの
(補助対象経費)

第3条 この要綱による補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、福祉団体の活動に要する経費のうち、別表第2に定めるものとする。

(補助金交付額)

第4条 補助金の交付額は、65万円の限度額（この要綱による補助金の交付実績がない福祉団体（次条において「新規団体」という。）にあっては、初年度に限り25万円の限度額。以下「限度額」という。）の範囲内において、補助対象経費の2分の1の額とする（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された補助金の交付額が、福祉団体の当該年度の自主財源の総額を超える場合は、自主財源の総額を補助金の交付額とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金を申請する福祉団体は、補助金交付申請書（第1号様式）に、つぎに掲げる書類を添えて、毎年5月末日までに区長に提出しなければならない。

(1) 当該年度の事業計画書および予算書（別紙1および別紙2）

(2) 構成員の名簿（構成員の氏名、会員種別および住所の記載のあるもの）

(3) 会則等

(4) 前年度の決算書および事業結果報告書（新規団体にあっては、当該団体の総会で承認済みの過去5年度分の決算書および事業結果報告書）

(5) 総会資料

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の決定)

第6条 区長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは補助金交付決定書（第2号様式）により、補助金を交付することが不適当と認めるときは補助金交付申請却下決定書（第3号様式）により当該福祉団体に通知するものとする。

2 前項に規定する審査は、別表第3に掲げる職員により構成される審査会において行う。

3 審査会は、つぎに掲げる事項について審査するものとする。

(1) 福祉団体の資格に関すること。

(2) 補助金の交付額に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付に当たり必要と認める事項（補助金の請求）

第7条 福祉団体は、前条第1項の規定により交付の決定があったときは、補助金請求書（第4号様式）により補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第8条 区長は、前条の請求に基づき補助金を福祉団体に一括して交付する。

（実績報告）

第9条 福祉団体は、年度終了後30日以内に、実績報告書（第5号様式）に係る書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中で活動を終了した場合は、活動終了後30日以内に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 区長は、前条に規定する実績報告書の内容が補助金の交付の目的に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに福祉団体に補助金確定通知書（第6号様式）を送付するものとする。

2 実績報告書を審査した結果、福祉団体の自主財源の総額または補助対象経費の2分の1の額のうちいずれか少ない方の額（以下「自主財源等の額」という。）が、既に交付した補助金の額に満たなかった場合は、自主財源等の額を補助金の額として確定する（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

3 福祉団体は、補助金確定通知書を受領後、10日以内に精算報告書（第7号様式）を区長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

（決定の取消し）

第11条 区長は、福祉団体がつぎの各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付決定を受けた団体（代表者、役員または使用人その他の従業者もしくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。

2 前項の規定は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第12条 区長は、前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成17年4月26日17練保障第81号）

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

付 則（平成18年3月6日17練保障第800号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成22年12月20日22練福障第1761号）

この要綱は、平成22年12月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成24年2月23日23練福障第1820号）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区福祉団体運営費補助金交付要綱別表に

規定された福祉団体については、平成25年度までは、第2条第1項第2号および第3号の規定は適用しない。

付 則（平成25年12月25日25練福障第1635号）

この要綱は、平成25年12月25日から施行する。

付 則（平成27年3月24日26練福障第2054号）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区障害者等福祉団体運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日以後に補助の交付決定を受けた者について適用し、同日前に補助の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

付 則（平成31年3月26日30練福障第2306号）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区障害者等福祉団体運営費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後に補助金の交付決定を受けたものについて適用し、同日前に補助金の交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

付 則（令和2年3月13日1練福障第2143号）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区障害者等福祉団体運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後に補助金の交付決定を受けたものについて適用し、同日前に補助金の交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

付 則（令和3年3月31日2練福障第2269号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区障害者等福祉団体運営費補助金交付要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表第1（第2条関係）

自主財源となる費目	自主財源とならない費目
会費（賛助会員等を含む。）、寄付金、	繰越金、補助金、参加費等（個人が支出

事業収入（バザー売上、講演会謝礼等）、参加費等（個人が支出する参加費等を一時的に預かった場合を除く。）	する参加費等を一時的に預かった場合に 限る。）、積立金、利息等
---	------------------------------------

別表第2（第3条関係）

費目	摘要例
人件費	給料、手当等
会議費	会議資料費、会議室使用料等
事務費	事務用品費、資料代等
通信費	電話・インターネット回線料、郵送料等
事業費	事業開催費等
使用料	施設使用料、事務所賃借料等
広報費	会報印刷費等
研修費	大会参加費、研修受講料、講師謝礼等
交通費	
備品費	事務所備品費等
分担金	上部団体会費等

備考

- 1 飲食、研修旅行、娯楽的イベント、社交儀礼に係る経費を除く。
- 2 この要綱による補助金以外の補助金を充当した経費を除く。

別表第3（第6条関係）

役職	職名等
委員長	障害者施策推進課長
副委員長	障害者サービス調整担当課長
委員	福祉部管理課長
委員	総合福祉事務所長（障害担当）
事務局	障害者施策推進課管理係